

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成23年
4月1日
(金曜日)

目次

告示	一
救急病院の認定(地域医療推進室).....	一
漁船損害等補償法第十二条第一項の規定による同意に関する告示に係る指定漁船を普通損害保険に付すべき義務の消滅(水産振興課).....	一
美祢下村土地区画整理組合の解散の認可(都市計画課).....	一
公告	一
大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出(商政課).....	一
長門都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課).....	一
選管告示	一
不在者投票のできる病院の指定に関する告示の一部改正.....	二
公安委規則	二
山口県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則.....	三
雑報	三
県報の正誤(平成二十三年三月十八日山口県告示第百十八号).....	三
山口県告示第百五十八号	三
救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。	
平成二十三年四月一日	



山口県知事 二井 関 成

名 称	社会福祉法人恩賜財団済生会支部山口県済生会下関総合病院	所在地	下関市安岡町八丁目五番一号	認定が効力を有する期限	平成二六、三、三一
美祢市立病院	美祢市大嶺町東分一三三三の一				二〇
美祢市立美東病院	美東町大田三八〇〇				二〇
独立行政法人労働者健康福祉機構山口労災病院	山陽小野田市大字小野田一三一五の四				二一
山陽小野田市立山陽小野田市民病院	大字東高泊一八六三の				二一
小野田赤十字病院	大字小野田三七〇〇				二一

山口県告示第百五十九号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百三十三条の二第一項第一号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法第十二条第一項の規定による同意に関する告示(平成二十九年山口県告示第百二十三号)に係る指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、平成二十三年三月十五日限り消滅した。

平成二十三年四月一日

山口県知事 二井 関 成

田布施加入区

山口県告示第百六十号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第四十五条第二項の規定に基づき、美祢下村土地区画整理組合の解散を認可した。

平成二十三年四月一日

山口県知事 二井 関 成



(ハ〇) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十三年四月一日から同年八月一日までの間、山口県商工労働部商政課及び美祢市総合政策部商工労働課において公衆の縦覧に供します。

平成二十三年四月一日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 パルティ・フジ美祢

所在地 美祢市大嶺町東分三四六九の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社アステイ 住所 代表者の氏名

株式会社アステイ 広島市西区商工センター二丁目一五番一

木村 祭氏

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
駐車場の収容台数	三七八台	二七二台
駐車場の自動車の出入口の数	四箇所	三箇所

四 届出年月日

平成二十三年三月二十三日

五 変更年月日

平成二十三年十一月二十三日

(八一) 長門都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧

長門市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用す

る同法第二十条第一項の規定による長門都市計画下水道の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十三年四月一日

山口県知事 二井 関 成

一 都市計画の種類及び名称

長門都市計画下水道長門市公共下水道

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課



山口県選挙管理委員会告示第二十号

不在者投票のできる病院の指定に関する告示(平成十年山口県選挙管理委員会告示第十三号)の一部を次のように改正する。

平成二十三年四月一日

山口県選挙管理委員会委員長 上符 正 顕

「横田病院
号」彦島田の首町二丁目二八番八 昭和四六、二、二二一
を削る。



山口県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年四月一日

山口県公安委員会

山口県公安委員会規則第四号

山口県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則

山口県暴力団排除条例施行規則（平成二十三年山口県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表山口県大島青年の家の項、山口県秋青年の家の項及び山口県長者ヶ原グリーンズポーツ広場の項を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。



正誤

平成二十三年三月十八日山口県告示第百十八号（建築主事の所管区域等に関する告示の一部改正）

三	ページ	誤	正
上	段		
左から 一	行		
		防府土木事務所に勤務する建築主事	防府土木建築事務所に勤務する建築主事

平成二十三年四月一日
発行

発行
行人所

山口県
知事